一　登録番号　十二
　ア　住所
　　変更前　東京都千代田区内神田一丁目三番七号
　　変更後　東京都北区浮間三丁目二十三番四号
　イ　試験検査を行う事業所の所在地
　　変更前　東京都千代田区神田錦町一丁目二十三番地
　　変更後　東京都北区浮間三丁目二十三番四号
　ウ　変更の日　平成二十一年十一月九日
二　登録番号　九十二
　ア　住所
　　変更前　東京都千代田区内神田一丁目三番七号
　　変更後　東京都北区浮間三丁目二十三番四号
　イ　変更の日　平成二十一年十一月九日

○厚生労働省告示第三十四号

労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和四十七年労働省令第四十四号）第二十五条の二十七の規定により、同令第二十五条の二十二第一項の指定筆記試験免除講習機関について、筆記試験免除講習の業務を次のように廃止する旨の届出があったので、同令第二十五条の三十二の規定に基づき告示する。

平成二十二年一月二十八日

厚生労働大臣　長妻　昭

名称	事務所の所在地	廃止する筆記試験免除講習の業務の範囲	廃止年月日
社団法人全国労働衛生団体連合会	東京都港区芝四丁目四番五号	全部	平成二十二年三月三十一日

○厚生労働省告示第三十五号

電離放射線障害防止規則（昭和四十七年労働省令第四十一号）第九条第二項（同令第六十二条において準用する場合を含む。）、第五十七条及び第六十一条の二（同令第六十二条において準用する場合を含む。）の規定により、次のように労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和四十七年労働省令第四十四号）第九十八条第一項の指定記録保存機関を指定したので、同令第百九条の規定に基づき告示する。

平成二十二年一月二十八日

厚生労働大臣　長妻　昭

名称	事務所の所在地	指定年月日
財団法人放射線影響協会	東京都千代田区鍛冶町一丁目九番十六号	平成二十一年十二月一日

○農林水産省告示第二百三十八号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の六第一項の規定に基づき、特定非営利活動法人北海道オーガニック推進協会が認定に関する業務を行う事業所について、平成二十二年一月二十日をもってその所在地を次のとおり変更する届出があったので、同条第二項の規定に基づき公示する。

平成二十二年一月二十八日

農林水産大臣　赤松　広隆

変更前の事業所の所在地　北海道札幌市北区あいの里一条四丁目五―七レジデンスあいの里一〇一号室

変更後の事業所の所在地　北海道札幌市中央区大通西二十一丁目三番一号ハイツ大通一階

○国土交通省告示第三十九号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十五項において準用する同条第四項の規定により、宇都宮都市計画事業宇都宮テクノポリスセンター土地区画整理事業の事業計画の変更（第三回）について、その関係図書を次のように縦覧に供するため土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）第三条の規定により次のとおり告示する。

平成二十二年一月二十八日

国土交通大臣　前原　誠司

一　縦覧開始の日　平成二十二年一月二十九日
（縦覧期間二週間）
二　縦覧場所　栃木県宇都宮市野高谷町千四番地　都市再生機構栃木開発事務所宇都宮テクノポリスセンター地区現場管理事務所
三　縦覧時間　午前九時三十分から午後五時三十分まで

○国土交通省告示第四十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十一年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年一月二十八日

国土交通大臣　前原　誠司

一　砂防法第二条の土地に係る河川等の名称
美瑛川
二　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から四十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と四十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和六十一年建設省告示第千百九十六号で指定した第一号に掲げる土地の区域、平成三年建設省告示第七十八号で指定した第一号に掲げる土地の区域及び平成六年建設省告示第千八百二十四号で指定した土地の区域を除く。）

北海道上川郡美瑛町字白金国有林

一〇五九林班　い小班　一号から十五号まで
一〇六〇林班　よ小班　十六号から二十一号まで
一〇七三林班　お小班　二十二号から三十一号まで
一〇七三林班　と小班　三十二号から四十一号まで

○国土交通省告示第四十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第六条第一項の規定により、次の土地において、平成二十一年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年一月二十八日

国土交通大臣　前原　誠司

一　禅昌寺谷川
昭和三十五年建設省告示第千九百二十六号で指定した土地の区域（昭和十四年内務省告示第二百九十二号で指定した土地の区域、昭和五十年建設省告示第七百七十七号で指定した第二号に掲げる土地の区域、平成十六年国土交通省告示第千百五十三号で指定した第六号に掲げる土地の区域、平成十六年国土交通省告示第千百五十四号で指定した第四号に掲げる土地の区域、平成二十年国土交通省告示第五百二十三号で指定した第一号に掲げる土地の区域、平成二十一年国土交通省告示第四百十一号で指定した土地の区域及び急傾斜地崩壊危険区域を除く。）

○海上保安庁告示第四十四号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十二年一月二十八日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　崎山岬灯台
位置
所在地　島根県隠岐郡隠岐の島町（崎山岬）
北緯　三六―一七―四八
東経　一三三―二一―三七
変更した事項
光度　五、六〇〇カンデラ
光達距離　一二・五海里
高さ　地上から構造物の頂部まで九・八メートル　平均水面上から灯火まで九三メートル
変更年月日　平成二十一年十二月十八日